

## 〈ワンストップ特例制度の利用について〉

### ●ワンストップ特例制度とは

利用条件に当てはまる方であれば、ふるさと納税を行った後に確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。

ワンストップ特例制度が適用されると、寄附金上限額内で寄附金額から2000円を差し引いた金額が翌年の6月以降に支払う住民税から自動的に控除されます。

### ●対象者について

以下の2つの条件に当てはまる方が対象となります。

#### 1. もともと確定申告を行う必要のない給与所得者であること

※年収2000万円を超える所得者や、医療費控除など各種控除について確定申告を行う方は対象外となります。

※ワンストップ特例申請を行っても、確定申告を行った場合はワンストップ特例による寄附金控除は無効となります。

#### 2. 1/1～12/31の1年間で寄附先が5自治体以内の方

※6回以上ふるさと納税を行っても、寄附先が5自治体以内であればワンストップ特例制度をご活用いただけます。

### ●申請手続きについて

豊後大野市では、ふるさと納税をお申込みの際に、ワンストップ特例制度を希望された皆さまへ、寄附金受領証明書と併せてワンストップ特例申請書及び返信用封筒をお送りいたします。

申請の際は下記の〈必要書類確認表〉を参考に、「申告特例申請書」及び「個人番号確認書類」、「身元確認書類」等の必要書類を受付期間内にご提出ください。

※同一自治体であっても複数回ふるさと納税を行った場合は、ふるさと納税を行った回数分の申請書及び必要書類をご提出ください。（2回行った場合は、申請書及び必要書類は2通ずつ提出する必要があります。※同封可）

#### ※個人番号確認書類について

法令改正により2020/5/25以降、通知カードの新規発行、住所変更等の手続きが廃止となりました。

婚姻や引っ越し等により通知カードに記載の氏名、住所が現在（住民票記載）のものと異なる場合は、通知カードを個人番号確認書類としてご利用いただくことはできません。

### ●申請受付期間について

ふるさと納税を行った年（1/1～12/31）の翌年1月10日（必着）までに「申告特例申請書」及びその他関係書類をご提出ください。

※申請期間に間に合わない場合は確定申告を行ってください。

### ●申請内容の変更について

「申告特例申請書」及びその他関係書類を提出後、ふるさと納税を行った年の翌年1月1日までに名前や住所等（電話番号を除く）の変更があった場合は、1月10日（必着）までに「申請事項変更届出書」を提出する必要があります。

## 〈必要書類確認表〉

●申請には ①「申告特例申請書」 ②「個人番号確認書類」 ③「身元確認書類」 が必要です

